

「国への提言」(第119回中部圏知事会議)

(新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策)

1 新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策について 1

(インフラ整備の促進)

2 高規格道路ネットワーク整備等について 12

3 北陸新幹線の早期全線整備について 14

4 リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と
一日も早い全線開業の実現について 18

5 中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化の
早期実現について 19

6 地域鉄道の維持・活性化について 21

(地方創生の推進)

7 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の
開催に対する支援について 23

8 地方大学の振興について 25

9 大阪・関西万博の開催に向けた地方への支援について 27

10 文化観光及び文化を通じた国際交流の促進について 29

11 地域資源を活かした滞在型観光の推進について 30

(防災対策の推進)

12 地震・風水害対策等の推進について 32

13 緊急浚渫推進事業債による財政支援の延長について 41

(次世代育成)

- 14 こども・子育て支援による人口減少対策の更なる拡充について …… 42
15 G 7 富山・金沢教育大臣会合を踏まえた「子供たちのウェルビーイング」
の実現に向けた教育の充実について………………… 52

(その他)

- 16 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止について…………… 54
17 水素・アンモニアの普及・導入拡大について…………… 58

1 新型コロナウイルス感染症対策及び物価高騰対策について

国は、5月8日から、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染症法上の位置付けを、5類感染症へと移行した。これにより、これまでの法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、各自の自主的な取組を基本とする対応に転換することになった。

しかしながら、感染力の強さや、高齢者や基礎疾患のある方の重症化リスクの高さなど、新型コロナウイルスの特性が変わるわけではないため、各県においては、5類感染症への移行後も、引き続き、医療提供体制に万全を期すとともに、感染状況等を踏まえた適時適切な情報提供と呼びかけを行っている。

また、新型コロナワクチン接種については、9月20日から初回接種を終了した生後6か月以上のすべての方を対象とした「令和5年秋開始接種」が始まっている。希望される方が速やかに接種を受けられるよう、引き続き、市町村、医療機関、医師会等関係団体と連携を図り、取組を進めている。

一方、新型コロナウイルス感染症の影響が残るなか、エネルギー価格等の高騰による影響が加わり、幅広い業種の事業者が厳しい状況に立たされていることから、地方自治体では、事業の継続と雇用の維持を支援するとともに、消費喚起や地域経済を支える中小企業等に対する支援、エネルギー価格等高騰の影響緩和などに全力を挙げて取り組んでいるところである。

国においては、物価高対策を第1の柱とした新たな経済対策がとりまとめられたところであるが、関係省庁による緊密な連携・協力のもと、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくことができるよう、次の事項について地方と十分協議し、特段の措置を講じられるよう提言する。

1 命を守り、経済も守るための医療等提供体制の確保

(1) 感染を再拡大させないためにも、引き続き新型コロナウイルス感染症の重症化リスクや死亡リスク、罹患後症状（後遺症）等の情報及び基本的な感染対策について国民に広く周知すること。また、重症化リスクの高い高齢者等に対してワクチン接種の検討を呼びかけること。

感染の再拡大時には、その時々の流行株の特性や医療ひつ迫の状況を踏まえ、受診・入院の考え方や感染対策の徹底について呼びかけること。

また、感染状況の積極的な調査及び流行パターンの解析を継続して進め、国民が流行状況を客観的に判断できるとともに、行政から適切な注意喚起を行うことができるよう、季節性インフルエンザ等における「警報・注意報」と同様の全国統一の基準を早期に設定すること。

(2) 感染症患者の入院受入医療機関などにおける体制を維持・強化するために、医療機器や医療物資の確保など医療従事者が安心して従事できるよう支援を引き続き行うこと。

また、医療機関に対する支援等を実施するための財政措置を引き続き講じること。

(3) 福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充や受入患者数に応じた医療機関等に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう継続的に対処すること。

(4) 5類感染症に位置付けられたことに伴い、国民や保健・医療現場に混乱を生じさせないよう、患者の受け入れに対応する医療機関の拡大については、国は責任をもって必要な支援を行うこと。

(5) 令和6年度の診療報酬・介護報酬の同時改定において、新型コロナの感染対策に要する経費や対応に要する人員や時間の負担などを適切に算定し、医療機関や介護事業者等の経営に支障が生じないようにすること。

(6) 国内での新型コロナウイルス感染症の症例等をとりまとめ、診断及び

治療に有用な情報提供を行うこと。

(7) 今後の新興・再興感染症に備えるためにも、必要十分なワクチンの確保や安定した供給環境が必要であり、また、重症化を予防する治療薬や感染の有無を把握するための検査試薬及び検査キットの存在は不可欠である。そのため、国民の安全安心につながるよう安全保障の観点から、国が「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、国産ワクチン・治療薬等の研究開発や生産体制の強化など、引き続き積極的な財政支援を行うこと。

また、国が策定した「医薬品産業ビジョン2021」で、医薬品産業政策の基本的な方向性は示されたものの、新型コロナウイルスが感染拡大する中、医療関係物資が不足したことを踏まえ、医療物資や機器の国産化、輸出産業化を推進するため、医薬品のみならず、医療機器、医療物資の研究開発や製造に取り組む企業に対する支援を拡充すること。

(8) 季節性インフルエンザと同時流行する局面に備えて、次年度以降の分も含め、インフルエンザワクチンの十分な供給量の確保及び供給時期の早期化を行うこと。

(9) 保健所、地方衛生研究所及び感染症情報センターについては、新型コロナウイルス感染症対応の長期化に伴う職員の負担軽減や他の行政サービスの継続実施、今後の感染症対策のため、中長期的な視点も含め体制・機能が強化、充実するようさらなる支援を行うこと。

(10) 第8次医療計画（2024年度～2029年度）に「新興感染症発生・まん延時における医療」が追加されることを踏まえ、都道府県において今後の新興感染症等を見据えた医療提供体制が構築できるよう、新興感染症発生・まん延時に機動的に対応することができる病棟の新設等の施設・設備整備に対する補助制度を創設すること。

(11) 医療機関及び福祉施設等における物価高騰の影響への財政支援については、国は地方での「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付

金」を活用した対応に任せているが、公的価格である診療報酬やサービス報酬を主な収入源とする医療機関及び福祉施設等にとっては全国一律の制度上の課題であることから、国の一元的な対応を検討すること。

2 社会経済活動の再開につながる検査体制の確保

- (1) 必要な検査が実施できるよう、地域の状況に応じ、検査試薬や抗原検査キット、綿棒等を調達・確保するなど、引き続き検査体制の維持に必要な支援措置を講じること。

また、感染が急拡大した際、検査試薬や抗原検査キット、綿棒等が不足し検査を受けることができない事態が起きることのないよう、自治体の意向も踏まえ、安定供給に向けて、引き続き対策を講じること。

- (2) 各地方衛生検査所等において、国の要請に応じて、変異株の検査が円滑に実施できるよう、国として、検査に必要となる費用及び人員の確保、検体の保管ルールの設定等、各地域における検査体制確保のための必要な支援を行うこと。

- (3) 様々な変異株の出現に対応できるよう、変異株PCR検査やゲノム解析等で迅速に検出可能な体制を整え、変異株のサーベイランスを維持すること。

3 ワクチン接種の円滑な実施

- (1) 9月20日から始まっている「令和5年秋開始接種」については、国において、新たな追加接種の制度はもとより、その目的や必要性などについて、国民に丁寧にわかりやすく情報発信すること。併せて、「令和5年秋開始接種」に使用するワクチンについて、希望する全ての国民に対し、円滑かつ切れ目のない接種を行うことができるよう、市区町村の実情に沿って、十分なワクチンの供給総量を早急に確保するとともに、自治体が接種体制を構築できるよう、追加の配達スケジュールを提示すること。

また、市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速に実施することができるよう、ワクチン接種の意義・有効性や副反応について、乳幼児（6ヵ月～4歳）や小児（5～11歳）への接種を含め、具体的な情報を全ての国民に対し、迅速かつ分かりやすく周知・広報を行うほか、副反応情報を組織的に都道府県等と共有する仕組みをつくること。

令和6年度以降については定期接種を念頭に検討が進められているが、具体的な方針をできる限り早期に提示すること。あわせて、ワクチンの薬剤費が高額であることを踏まえ、地方の負担が生じないよう、国の負担による確実な財政措置を講じるとともに、仮にB類疾病の定期接種として実施する場合、全ての接種希望者が季節性インフルエンザワクチンと同水準の負担で経済的状況にかかわらず接種できるよう、国民の負担軽減策を講じること。

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業については、接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において、きめ細かく必要な財政措置を講じること。

(3) 自治体だけではワクチン接種後の遷延する症状を訴える方からの専門的な相談対応が難しい状況を踏まえ、国においても「専門相談窓口」を開設すること。

また、遷延する症状に関する対応ガイドラインを作成し、自治体や医療機関へ共有するとともに、相談体制を構築する自治体に対して財政措置を講じること。

さらに、国の予防接種健康被害救済制度については、審査の迅速化及び透明化に努め、請求者に対して、審査状況及び認否の理由を十分に説明できること。

4 地域経済への影響を踏まえた対策の実施

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響が残るなか、エネルギー価格等の高騰による影響が加わり、それにより幅広い業種の事業者がより厳しい状況に立たされていることを踏まえ、状況に応じた適切な経済対策や事業者支援を行うこと。

また、国は金融機関に対し、借り換えや返済猶予等の条件変更に積極的に応じるよう要請を行っているが、引き続き、厳しい経営環境に置かれている事業者に対する資金繰り支援や価格転嫁対策等に万全を期すこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症による影響に加え、エネルギー価格や物価高騰等の長期化の影響にも留意しながら、地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の、経済社会の構造変化に対応した事業展開や設備等の導入など、事業継続に向けた支援措置を継続的かつ積極的に講じること。

(3) 新型コロナウイルス感染症による影響に加え、飼料、燃料、肥料、被覆資材など生産資材等の価格高騰等により、農林漁業者等の経営に大きな影響が生じていることから、需要喚起に向けた支援や労働力確保対策、生産資材等の価格高騰対策など、農林漁業者の経営継続のための取組を一層強化するとともに、担い手の育成・確保や生産体制の強化、多様な出荷形態への対応などの取組についても中長期的視点で支援を充実させること。

(4) 鉄軌道、バス、タクシー、フェリー等の公共交通機関は、新型コロナウイルス感染症による影響や、5類移行後も長期化している燃料・エネルギー価格の高騰などにより経営環境が厳しい状況にあるものの、国民生活の安定、地域の移動手段を確保する観点から事業を継続している。

地域公共交通を維持するため、既存補助事業における予算の拡充や国庫補助率の嵩上げ、弹力的な運用などを行うとともに、新たな支援策

の実施など、強力な支援措置を講じること。

- (5) 航空宇宙関連企業は新型コロナウイルス感染症による世界的な旅客機需要激減後、需要の回復傾向はあるものの航空機製造の回復には数年を要するため、いまだ厳しい経営環境に直面している。このため、設備維持に向けた支援や、防衛機・装備品等の受注確保、周辺機材・装置等の中小企業への直接発注等、事業継続に向けた支援を行うこと。また、既存技術を活用した新分野展開支援等の充実や、需要回復後を見据えた支援策を講じること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格の高騰及び円安によるコスト高騰により甚大な影響を受けている航空・空港関連企業の経営基盤強化に向けて、収益性の向上に資する支援を行うこと。
- (7) 入国制限の見直し等によって回復し始めた航空ネットワークを維持・拡大するために、グランドハンドリングなど空港の受入体制の確保に関する支援を行うこと。
- (8) 新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響が残るなか、雇用や地域コミュニティを支える商店街を支援するため、例えば「プレミアム付商品券事業」のような直接消費に結びつく施策を実施すること。
- (9) 新型コロナウイルスの影響による社会変革に伴い、長期滞在型観光や分散型旅行、ワーケーションなど、多様性ある新たな旅行スタイルを推し進めるため、国主導で休暇の分散や長期休暇の取得、働き方改革に向けて、企業への働きかけや国民への呼びかけ・周知に努めること。
- また、コロナ禍で大きな影響を受けた学習旅行等については、例えば、SDGsの視点を取り入れた学習旅行など、アフターコロナに向けた新たな取組を促進するための財政的支援を行うこと。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の終息後も、新たな感染症の流行に対する備えが必要である。感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくことは観光関連産業を支える視点からも非常に重要であるので、どのように

な状況になれば行動制限を伴う措置を行うのか明確に示すこと。

(11) 新型コロナウイルスの感染拡大や災害発生など非常時における事業継続性の確保を図るため、テレワークや時差出勤、さらにはワーケーションなどの柔軟な働き方の取組に対する支援の一層の充実を図ること。

また、コワーキングスペース、サテライト・オフィス、宿泊施設及び観光施設などでのテレワークやワーケーション受入環境整備に対する補助金や税制優遇などの財政支援を拡充すること。

(12) あらゆる産業において、AI・IoT等のデジタル技術やデータを最大限活用し、省力化や新たなサービス・付加価値の創出による生産性向上・国際競争力の強化に加え、労働力不足の解消や、地域活力の維持・向上を図るため、情報発信や人的・財政的支援、人材育成等、必要な措置を講じること。

5 教育現場への対応

(1) 感染症対策に必要な備品購入費や消耗品費などについて継続して財政支援を行うこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の発生や感染症対策の変化等に起因して対応の必要が生じた子どもの心のケアや家庭環境の支援のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門家の配置に係る継続的な支援を行うこと。

また、児童生徒の健康管理や学校の衛生管理、手洗い指導などの保健教育を行う養護教諭の複数配置の拡大を図ること。

(3) 感染者に対する出席停止措置による学習の遅れを取り戻すためには、家庭学習への支援がより重要となることから、情報機器等のハード整備に加え、オンライン学習支援サービスなどのソフト導入・保守費用及びインターネット回線費用についても、継続的な財政措置を講じること。

(4) 学生の学ぶ機会を確保するため、高等教育機関で必須の実習やインタ

ーンシップなどの際に検査が必要となった場合は、学生が負担する検査費用や検査キット購入費用に対して国が財政支援を行うなど、感染状況に応じた学生支援策の充実を図ること。

6 人権を守るための対策の徹底

感染したこと等を理由に人権が脅かされることのないよう、引き続き、国においても人権を守る対策を講じること。

7 地方財政への十分な支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策は、国家的な危機管理の問題であることから、地方自治体や医療機関等が行う各種対策に要する費用について、国の責任において、必要な経費全額を負担すること。また、地方交付税を含め必要な資金を早期に交付し、地方自治体における資金繰りへの対策を講ずるなど、機動的な財政出動を行うこと。
- (2) 現下のエネルギー価格等の物価高騰の影響を踏まえ、住民生活や事業活動を支え、コロナ禍から地域経済を立て直すため、必要に応じて地方創生臨時交付金の増額などの財政措置を講じること。
- (3) 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」については、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、推奨事業メニューに係る対象者数等と交付金算定上の係数がリンクした算定方法へ見直しを行うこと。
- (4) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、事務負担の軽減のため、繰越に係る柔軟な対応や手続きの簡素化、実施計画の変更の承認や実績報告の簡素化などを図ること。

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、使途拡充や対象期間の延長を含め今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うこと。

- (5) 都道府県が国の借換保証制度に対応した制度融資を実施するにあたり必要となる信用保証に基づく代位弁済額の都道府県負担分や預託原資調達に係る借入利息、利子補給については、都道府県の財政的負担が大きいことから充分な支援を行うこと。
- (6) 今後の状況を踏まえ、必要となる新たな対策や、地域経済活動を維持・回復できるような経済対策など、改めて必要な財政措置を講ずること。

8 感染症対策のB C P（事業継続計画）の策定支援

企業等において、感染症を想定したB C Pの策定・改善が図られるよう支援を継続すること。

9 各種支援制度に係る特例措置等の恒久化

新型コロナウイルス感染症対策として講じた各種支援制度に係る特例措置等について、今後、同様の事案が生じた際に即座に発動できるよう、制度の見直しを行うこと。

10 防疫体制の整備等

- (1) 「防疫」に関する医学的な研究をはじめとする防疫費については、必ずしも十分な資金が投入されているとは言えないことから、国民の生命・健康を守るため、防疫に対し、十分な財政措置を講じること。
- (2) 内閣感染症危機管理統括庁の設置を踏まえ、新たな感染症の発生及び蔓延に備えて、平時から、国と地方が一体となって緊密な連携が図られるようにするための仕組みを導入するとともに、より効果的・効率的に連携できる具体的な方策を早急に検討し、実現すること。

併せて、各都道府県版C D Cの設置に向けた全国的な制度の創設など、都道府県等において、真に実効性のある感染症対策ができるよう、財源措置を含めた具体的な制度設計を早急に行うこと。

(3) 症状に応じた適切な感染症医療を広く提供するためには、医師、看護師をはじめ、すべての医療従事者が感染症医療に精通する必要があることから、国による人材育成について、幅広い医療従事者を対象に充実を図ること。

11 防疫対策を踏まえた分散型国土の形成

新型コロナウイルス感染症により、我が国における大きな課題として、東京一極集中のリスクが改めて国民に認識されたところであり、ポスト東京時代を拓くべく、5Gをはじめとする情報通信基盤の整備を進めた上で、ワーケーション等の新しい働き方の促進を含めた自然と共生する新たなライフスタイルの構築への誘導や首都機能の移転を念頭に置いた中央省庁、企業、大学等の研究機関の地方分散、地方創生の推進にもつながる国土強靭化など、国土構造の転換に向けた大胆かつ速やかな取組を行うこと。

2 高規格道路ネットワーク整備等について

日本国経済の成長力・国際競争力を高めるとともに、経済環境の変動に強い地域経済を確立していくためには、太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえ、人・物の流れを拡大する高規格道路ネットワークをはじめとした広域的な交通基盤の整備を推進する必要がある。

また、近年、令和2年7月豪雨や令和3年7、8月の大河、令和4年8月の大河などによる災害が、経済活動へ大きな影響を及ぼしていることから、激甚化・頻発化する豪雨災害や、発生が危惧されている南海トラフ地震などへの備えとして高規格道路ネットワークの機能強化及び多重性・代替性確保は国土強靭化の観点から極めて重要である。

さらに、ポストコロナ時代の「新たな日常」を実現するためにも、生活や経済活動を支えるインフラとして高規格道路ネットワークの構築が必要である。

加えて、高規格道路ネットワークのストック効果を最大限に發揮し、観光産業の基幹産業化など地域の活性化を図っていくためにも、大都市圏の環状道路ネットワークをはじめとする高規格道路と重要な空港・港湾とを連絡するアクセス道路など中部圏全域の基幹的な道路を早期に整備することが肝要である。

については、次の事項について、特段の措置を講じられるよう提言する。

1 太平洋側と日本海側及び東日本と西日本を結ぶ中部圏の地勢を踏まえ、高規格道路等のミッシングリンクの解消、暫定2車線区間の4車線化、ダブルネットワーク機能をさらに充実させるための6車線化等の、広域的な交通基盤の整備を推進するとともに、事業中の区間については、一日も早い開通を目指した整備を図ること。

2 南海トラフ地震や激甚化・頻発化する豪雨災害などにおいて、高規格道路の機能の維持並びに代替迂回路を確保するため、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」及び「防災・減災、国土強靭化に向けた道路の5か年対策プログラム」に基づく取組を推進し、災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築を図ること。

また、これに必要な予算・財源を、これまでのペースを緩めることなく、例年以上の規模で確保し、計画的に事業を推進するとともに、対策期間完了後においても、切れ目無く、継続的・安定的に国土強靭化の取組を進め

るため、国土強靭化実施中期計画を早期に策定し、必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保すること。

- 3 大都市圏の環状道路ネットワークをはじめとする高規格道路と重要な空港・港湾とを連絡するアクセス道路等の早期整備を図ること。
- 4 高規格道路ネットワーク等の道路整備が計画的かつ着実に実施されるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算を十分かつ安定的・継続的に確保すること。
また、新型コロナウイルス感染症の拡大によって影響を受けた物流・観光など地方の基幹産業の活性化のためにも道路交通網の更なる整備を推進すること。
- 5 重要物流道路に指定された道路の機能強化及び整備推進のため、補助制度の拡充等による財政支援を行うこと。

3 北陸新幹線の早期全線整備について

北陸新幹線は、高速交通体系の中軸として日本海国土軸や分散型の国づくりに不可欠なものであり、乗車人員が開業前の約3倍となった金沢開業の顕著な効果が示すように、沿線地域の飛躍的な発展を図るうえで極めて大きな効果をもたらすものである。

また、大雨や大雪に強く、南海トラフ地震等の際に東海道新幹線の代替補完機能を有する北陸新幹線は、災害に強い強靭な国土づくりに必要不可欠な国家プロジェクトである。

関係各位の格別のご配慮により、来年3月16日に金沢・敦賀間が開業の運びとなったが、北陸新幹線の整備効果は大阪まで早期に全線開業してこそ、最大限発揮されるものである。今後、敦賀・新大阪間を一気に整備し、沿線住民の長年の悲願である北陸新幹線の全線整備が一日も早く実現されるよう、次の事項について格段の配慮をされるよう提言する。

1 金沢・敦賀間について、工事工程や事業費の管理・監督を徹底し、沿線自治体に適時・適切な情報提供を行いながら、来年3月16日の開業を確実に実現すること。

加えて、開業に向けたまちづくりや観光など様々な取組みに対し、工期遅延に伴う対策も含め、必要な支援を行うこと。

2 北陸と中京・関西・首都圏等とのアクセス向上のため、在来線との結節性の強化及び在来線の機能強化を図り、鉄道ネットワークを充実させる必要があることから、次の事項を確実に実行すること。

①鉄道ネットワークが全体として高い機能を発揮できるよう、北陸新幹線敦賀開業時における敦賀駅発着の新幹線と在来線特急をスムーズに乗り

継げるダイヤの設定や料金負担の軽減など、利便性の確保を図ること。

②北陸新幹線敦賀開業により、敦賀駅において乗換えが発生することに加え、北陸と中京・関西等との間で利用者の料金負担の増加が見込まれるため、その軽減を図ること。

③交通系ICカードについて、鉄道の利便性向上のため、利用エリアの拡大やエリアまたぎに必要なICカード対応自動精算機の設置等、広域的に利用できる環境が整備されるよう対策を講じること。

3 敦賀・新大阪間について、国土交通大臣は令和2年12月に「北陸新幹線の取扱いについて」で、「関係機関と調整して着工5条件の早期解決を図る」ことを示し、昨年12月には「北陸新幹線（敦賀・新大阪間）の取扱いについて」で、「開業までの期間を最大限短縮するよう努めるとともに、施工上の課題を解決するなどにより、着工に向けた諸条件についての検討を深め、一日も早い全線開業を実現してまいりたい。」と表明した。これらを踏まえ、次の事項を確実に実行するとともに、あらゆる手段を尽くして、一日も早い全線開業を実現すること。

①沿線地域の意見を踏まえながら、環境アセスメントを地元調整も含め丁寧かつ迅速に進めること。

②「北陸新幹線事業推進調査」について、年末の政府予算案において、最大限の予算を確保すること。調査にあたっては、国において沿線住民の理解を得ながら、従来、認可後に行っていた調査も含め、必要な調査等を先行的・集中的に行い、施工上の課題を早期に解決するとともに、開業までの期間を最大限短縮すること。

③沿線自治体との情報共有を徹底しながら調査・検討を加速させ、駅位置・詳細ルートを早期に確定・公表するとともに、建設費や工期等を示すこと。併せて、認可・着工及び全線開業に向けたスケジュール感を早急に明らかにすること。

④新幹線への公共事業費の大幅な拡充・重点配分、貸付料財源の最大限の確保、財政投融資の活用等により整備財源を早急に確保するなど、着工5条件を早期に解決して、一日も早い認可・着工を実現すること。

⑤関西をはじめとする沿線地域の住民に対し、国が前面に立って、国土政策の根幹を成す極めて重要な国家プロジェクトである北陸新幹線の必要性や意義を丁寧に説明し、早期全線整備に向けた理解促進を図ること。

4 地方負担については、沿線自治体に過度の負担が生じないよう、より一層のコスト縮減や、国家プロジェクトにふさわしい十分な財政措置を講ずるとともに、各府県への停車の配慮など負担に見合う受益の確保を図ること。

5 北陸新幹線開業に伴う並行在来線は、地域住民の交通手段であるとともに、国の重要な広域物流ネットワークの一部を担っている。こうした並行在来線が健全に経営できるよう、JRからの協力・支援のあり方や、貸付料の活用、貨物調整金制度の見直しなど幅広い観点からの財源確保の方策も含め、運営費支援などの新たな仕組みを、法制化も視野に入れ、早急に検討し構築すること。併せて、初期投資や老朽化車両の更新等の設備投資に係る支援制度の拡充や予算枠の確保、設備の合理化に係る支援制度の創設など、支援施策の充実を図ること。

6 北陸新幹線敦賀以西の整備に伴う並行在来線は、存在しないことを確認すること。

4 リニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と一日も早い全線開業の実現について

リニア中央新幹線は、東京・名古屋・大阪間の時間距離を大幅に短縮し、関東、中部、近畿の各地域間の交流・連携を一層強化させ、三大都市圏を結ぶ日本中央回廊を形成することにより、世界中からヒト・モノ・カネを呼び込む巨大な経済圏を生み出し、停滞する日本経済の再生に向けた動きを加速させ、さらに日本を大きく成長させる原動力となる国家的プロジェクトである。

現在、東京・名古屋において全国新幹線鉄道整備法に基づく工事実施計画が認可され、様々な課題解決を図りながら建設工事が進められているところであり、まずはこの区間の事業を着実に進め、次なる名古屋・大阪間事業への着手、一日も早い全線開業へと確実につなげていく必要がある。

また、名古屋までの先行開業を見据え、リニア効果を中部圏において最大化させるための取組を並行して進める必要がある。

さらに、リニア中央新幹線は、東京・大阪間の全線が開業してこそ機能が完全に発揮される事業であることから、名古屋・大阪間はルートや駅位置を速やかに確定させる必要がある。

そこで、我が国の成長を牽引するリニア中央新幹線の東京・名古屋間開業効果の最大化と一日も早い全線開業の実現に向けて、次の事項を強く提言する。

- 1 一日も早い全線開業の実現に向け、まずは、東京・名古屋間について、工事実施計画に基づき、事業が着実に進むよう、必要な支援及び措置を講じること。特に、静岡工区については、国立公園であり、ユネスコエコパークに認定されている南アルプスの保全による水資源・自然環境への影響の回避・軽減と、国家的プロジェクトであるリニア中央新幹線の早期実現を両立させる観点から、有識者会議の議論を積極的に進めること。
- 2 東京・名古屋間の開業と同時に、中部圏においてリニアインパクトが最大限発揮されるよう、リニア駅を核とした広域交通ネットワークの整備等に取り組むとともに、駅周辺のまちづくりに関する支援など、地方創生に資する施策を積極的に講じること。
- 3 名古屋・大阪間の環境影響評価の円滑な実施、ルート及び駅位置の早期確定に向けた準備を連携、協力して進めるとともに、ターミナル駅早期着工の実現を図るための支援に取り組むこと。

5 中部国際空港の第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現について

中部国際空港は、2005年の開港以降、中部圏と国内外との「人の交流」、「産業のサプライチェーン」を支える重要な社会インフラとして大きく貢献している。

中部国際空港沖では、名古屋港から発生する浚渫土砂を処分するための新たな埋立地の整備が、豊かな伊勢湾の再生にも取り組むことで、漁業者の理解を得て、国土交通省の港湾事業として進められており、将来、第2段階の新滑走路としての活用が期待される。

この地域では、2022年11月1日にジブリパークが開園し、2026年には第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会の開催が予定されるほか、名古屋城や世界遺産である白川郷・熊野古道など、外国人にも人気が高い観光資源が豊富に存在している。さらに、リニア中央新幹線の開業等により三大都市圏間の時間距離が短縮され、いわば一つの都市圏として世界に類を見ない魅力的な経済集積圏ともなる「日本中央回廊」が形成される。この地域は、観光だけでなく、経済活動の視点からも、国内外からこれまで以上に多くのヒト・モノを呼び込むことができるポテンシャルを有しており、中長期的には、航空需要が確実に伸びていくことが見込まれている。

こうした中、中部国際空港では、完全24時間運用の実現や滑走路の大規模補修への対応といった課題に対応するため、2022年度に行ったパブリック・インボルブメント等の結果を踏まえ、『中部国際空港の将来構想』の第1段階である現空港用地内の第二滑走路の整備について、環境アセスメントの手続を進めている。

一方、中部国際空港は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、国と連携して水際対策などを迅速に行ってきただが、航空機発着回数及び航空旅客数が大きく落ち込み、3期連続赤字となるなど大変厳しい経営状況が続いている。国内線を中心に徐々に復便等が進みつつあり、国際線についても、中国政府が日本への団体旅行を解禁したことから、国際線の本格的な回復が期待されるが、グランドハンドリングなど空港の受入体制の確保や省人化、省力化が課題となっている。

また、空港にとっての喫緊の課題として脱炭素化の推進があり、2022年12月には、航空法等の一部を改正する法律が施行され、航空脱炭素化推進基本方針が示された。中部国際空港では、2023年に、「セントレア・ゼロカーボン

2050」を改定するとともに、国際空港評議会（A C I）により創設された空港カーボン認証（A C A）のレベル4を取得し、現在、中部国際空港脱炭素化推進計画の早期認定に向けて取り組んでいるところである。S A Fについては、国の実証事業を契機として、空港に就航する航空会社の国際線において使用された。引き続き、S A Fの供給及び利用について関係者とともに取組みを進めるとともに、S A Fの国産化に向けて、廃食油の回収に関する取組みも進めている。

国においては、第二滑走路の整備を始めとする機能強化の早期実現に向け、次の各項目について格別のご配慮を賜るよう提言する。

- 1 空港西側の隣接地等に新たな埋立地を整備する「中部国際空港沖公有水面埋立事業」について、環境に配慮しながら、着実な進展を図ること。
- 2 『中部国際空港の将来構想』の第1段階である2027年度の第二滑走路の供用開始に向けた手続や、現滑走路の大規模補修等が迅速に進められるよう、必要な支援を行うこと。
- 3 第二滑走路の建設にあたり、空港建設時と同様に十分な財政支援を行うこと。
- 4 入国制限の見直し等によって回復し始めた航空ネットワークを維持・拡大するため、空港の受入体制の確保に関する支援を行うこと。
- 5 ストレスフリーで快適な旅行環境の実現をめざし、最先端の技術・システムを導入し、旅客満足度の向上を図るための「F A S T T R A V E L」について、引き続き支援を行うこと。
- 6 「セントレア・ゼロカーボン2050」の実現に向け、現在検討中の中部国際空港脱炭素化推進計画の推進について、更なる財政支援を行うこと。
- 7 東海三県始め中部地域の主要都市、観光地から空港への道路・鉄道等のアクセスの充実に向けて、必要な措置を講じること。
- 8 中部国際空港の円滑な整備の促進及び安定的な運営の確保のため、中部国際空港株式会社に係る法人事業税の資本割の課税標準の特例措置の適用期限を5年延長すること。

6 地域鉄道の維持・活性化について

地方社会にとって鉄道は、通勤や通学など日常の移動手段として地域の暮らしを支えるとともに、産業や観光など地域振興に寄与する重要な交通機関である。

しかし、地域鉄道事業者においては、人口減少やコロナ禍の影響による利用者の減少や、動力費の高騰等による運営経費の増加により、行政の支援なくしては経営が成り立たない危機的な状況にある。

こうした状況の中、国においては、国も関与し地域鉄道の再構築を促進する仕組みや地域鉄道を社会インフラと位置づけ社会資本整備総合交付金を活用できる支援制度などを創設した。

このような状況を踏まえ、地域が一体となった利用促進を進めながら、地方の重要なインフラであるＪＲローカル線を含む地域鉄道が、将来にわたり維持・活性化され、持続可能な地域社会の実現のみならず、地方創生に資する公共交通となるよう、国においては、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 再構築や活性化に取り組む地域に対する支援の充実

(1) 国の新たな支援制度（地域公共交通再構築調査事業、地域公共交通再構築事業）について、地域公共交通活性化再生法に基づく国の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画の期間が終了した事業者および同法制定前に事業構造の変更を実施した事業者についても、簡易な手続きにより支援の対象とすること。

(2) 地方公共団体以外が参画した上下分離など地域の実情に応じた多様な鉄道事業の再構築を支援できるよう、固定資産税や法人税などの税制特例措置を充実すること。

- (3) 鉄道施設の維持管理や利便性向上に要する経費など、再構築や活性化に取り組む事業者の運営経費に対する支援制度の創設や地方財政措置の充実など、将来にわたり地域鉄道が持続的、安定的に運営できるよう強力な財政支援策を講じること。
- (4) 地域鉄道が、観光など地域振興に寄与する極めて公共性の高い社会インフラであることを踏まえ、鉄道施設の維持管理や更新に要する経費について、十分な予算を確保すること。

2 JRローカル線を維持する仕組みづくり

- (1) 国鉄改革時には、不採算路線を含めて事業全体で採算を確保することを前提として制度設計が行われた経緯を踏まえ、JRローカル線を含めた鉄道ネットワークのあり方について、地方の切り捨てとならないよう国において方針を示すとともに、JRローカル線が維持される仕組みを構築すること。
- (2) 不採算路線や利用者の減を理由に、減便や駅の無人化など、更なる利用者の減を招くサービスレベルの切り下げを行うのではなく、運行本数など地域に求められる一定の利便性を確保し、地方自治体と連携した利用促進策を講じるよう、JRに対し指導すること。

7 第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催に対する支援について

愛知・名古屋では、2026年に第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会が開催される。

アジア競技大会は、アジア45カ国と地域が参加するアジア最大のスポーツの祭典であり、第二次世界大戦後まだ間もない1951年、戦禍によって引き裂かれたアジア諸国の絆を、スポーツを通じて取り戻し、アジアの恒久平和に寄与したいとの願いを込めて始まり、日本での開催は、東京、広島に続き3回目となる。

また、アジアパラ競技大会は、障害への理解促進や、障害のある方の自立と社会参加の促進に大きく寄与する大会であり、日本では初開催となる。

第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催は、日本全体のスポーツの発展に寄与するものである。また、拡大するアジアとの交流を一層深め、中部圏の交流人口の拡大及び国際競争力の向上や、多様性を尊重し合う共生社会の実現などにも大きく寄与し、さらには、日本全体の成長にも貢献するものである。

両大会を地域活性化につなげるためにも、日本全体で盛り上げ、是非とも大会を成功させなければならない。

については、下記の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 アジア競技大会及びアジアパラ競技大会に係る閣議了解や「経済財政運営と改革の基本方針」等での位置付けを踏まえ、両大会を国家的なプロジェクトとして推進すること。
- 2 アジアパラ競技大会の開催は、障害者スポーツを通じて多様性を尊重し合う共生社会の実現に貢献することを踏まえ、大会経費を国が支援すること（東京パラリンピック：国1／4負担）。
- 3 物価高騰等で厳しい状況にある大会経費の確保に向けて、国補助金の創設や、スポーツ振興くじ(toto)における大会の準備・運営を幅広く対象とする新たな助成メニューの創設など、両大会の開催意義を踏まえた積極的な支援を行うこと。また、競技会場の整備・改修などに対しても引き続

き支援を行うこと。

- 4 各種公営競技における本大会を協賛するレースの開催や、その収益を活用した補助事業に本大会を支援する補助メニューを追加・拡充するなど、大会開催経費の確保に向けた支援を行うこと。
- 5 国全体で関係者が連携を強化し、開催準備を円滑に進めるため、組織委員会に対し、国職員等を派遣するとともに、関係省庁における各種手続や認定等に対する支援、協力を行うこと。
- 6 組織委員会に対する寄附金について、法人税法上の指定寄附金及び所得税法上の特定寄附金として指定すること。
- 7 両大会の開催を国内外で周知するため、積極的な広報に努め、機運醸成を図ること。
- 8 両大会で活躍できる選手の育成に努めること。

8 地方大学の振興について

地方から東京への人口流出は、高校卒業後、多くの若者が東京の大学等へ進学することが一因となっている。こうしたことから、平成30年に「地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律」が制定され、令和9年度末までの10年間、東京23区内の大学の学部等の学生の収容定員を増加しないこととされた。

併せて、地方大学においても、地域のニーズに応じた人材育成や魅力的な大学づくりに取り組んできた。

しかしながら、法附則による例外規定もあることから、平成30年以降も、東京23区内の大学の学部等の入学定員は依然として増加しており、また、地方の18歳人口が減少する中にあっても、地方から東京23区内の大学への進学者数は横ばいとなっている。

こうした中、去る6月、「特定地域内学部収容定員の抑制等に関する命令」が改正され、デジタル人材育成に係る東京23区内定員増加抑制の例外措置が講ぜられることとなった。

若者の東京一極集中是正のためには、地域における雇用機会の創出など就職時の対応と併せて大学進学時の対応も重要であることから、地方大学の教育・研究等の充実・強化と入学者の拡大を図るとともに、東京23区内の定員増加抑制について、法の趣旨に沿って適切な運用がなされるべきである。

については、地方が地元大学を中心とした地域の中核的な産業の振興の促進や専門人材の育成・確保により地方創生を実現するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 高度なデジタル人材を育成する情報系学部・学科に係る東京23区内の大学の定員増加抑制規定の例外措置の要件として、地方での定員増でもなお不足する範囲内での定員増であることを十分に確認するとともに、最大7年間という時限的な定員増であることが確実に担保されるよう、補助金

削減などのペナルティも含め、厳格な制度運用に努めること。また、例外措置の前提として、地方大学において確実にデジタル人材を育成する施策を展開すること。さらに、関係省庁が連携して、育成されたデジタル人材が確実に地方に還流されるよう戦略的な誘導策や、地域ごとに就職先となる産業を育成・確保する取組への大胆な支援策を講じること、地方における情報系教員の確保のための施策を実効性あるものとすること。

- 2 魅力的な地方大学の実現、地域の雇用の創出・拡充により、若者の地方への定着を推進するため、地域の特色・ニーズ等を踏まえ、大学改革に取り組むとともに、大学が中心となった、地域や企業のニーズに応える人材育成・地元定着の取組に対する財政支援の拡充を図ること。
- 3 地方国立大学については、令和4年度から、国の審査を踏まえ定員増が特例的に認められているが、地方創生に資する魅力ある地方大学の実現のため、当分の間、制度の継続を図るとともに、成長分野への学部再編や施設整備に要する経費については、補助率や支援額の拡充など、大学規模にかかわらず十分な支援を行い、特色ある教育・研究の推進を図ること。
- 4 地方大学が地域の「知」の拠点として安定的な運営を確保できるよう、国立大学運営費交付金や公立大学にかかる地方交付税措置、私立大学への助成拡充など基盤的な財政支援の充実を図ること。

9 大阪・関西万博の開催に向けた地方への支援について

2005年に愛知県で開催された愛・地球博から20年後の2025年に大阪府で大阪・関西万博が開催される。愛・地球博では、来場者数は当初予定していた数を大きく上回る約2,200万人の来場者数を記録するとともに、経済効果は約3兆5,000億円であったと計測され、中部圏だけでなく日本全体に開催効果が及んだ。

今回の大阪・関西万博は、「新型コロナウイルス感染症を乗り越えた先の新たな時代に向けた国家プロジェクト」と岸田総理が表明しており、関西圏だけでなく、中部圏をはじめ日本全体で大阪・関西万博を盛り上げていく必要がある。

また、大阪・関西万博には、国内外からの多くの来場者も想定されていることから、来場者の人の流れを関西圏だけで止めることなく、中部圏へも人の流れを生み出すことで大阪・関西万博の開催効果を日本全体により波及させることができる。

については、中部圏においても、各自治体が様々な場面で万博のPRを図るなど積極的に機運を高めることが重要であることから、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 国は、大阪・関西万博の機運醸成に向けて、より先導的な役割を果たすとともに、万博の効果を国全体に波及させるため、地方が行う機運醸成の取組や催事会場でのイベント実施、万博を契機とした地域活性化の取組などに対する財政支援を行うこと。また、地方が十分な準備期間を確保できるよう、具体的な条件やスケジュール等を早急に示すなど、協会とより連携した取組を進めること。さらに、協会は、全国知事会 大阪・関西万博推進本部で提案があった誘客イベントの実施に向けて、国や都道府県に働きかけを行うなど取組を進めること。

2 大阪・関西万博などの好機を生かし、地方が連携して、DMO等も活用しながら広域周遊観光を推進していくため、長期滞在日数を高め、地域に収益をもたらすような観光コンテンツの磨き上げ及び周遊ルートの造成や、快適な旅行環境の創出に向けたMaaSの推進、公共交通機関の利便性向

上に資するキャッシュレス決済の導入などの取組に対して、支援の拡充や十分な予算の確保を行うこと。

10 文化観光及び文化を通じた国際交流の促進について

地域が誇る文化資源を観光誘客に活かす取り組みは、文化や観光振興のみならず、地域の活性化にも繋がる大変重要なものである。

令和2年に文化観光推進法が制定され、文化資源に触れることを通じて、文化について理解を深める機会を拡大し、国内外から観光誘客を推進する枠組みがつくられた。

コロナ後、国内外で旅行需要が回復しつつある今こそ、こうした文化観光を推進していくことが重要である。

また、文化を振興し、文化を通じた交流を盛んにすることは、相手への尊敬を生み、相互の理解を促進する。こうした友好の輪が広がれば、それは、ひいては世界平和につながっていくと考える。

世界情勢が不安定な今、文化を通じた交流の重要性を世界に訴える必要があることから、次の事項について、特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 日本の伝統文化や歴史的資源等を活用した訪日プロモーションを積極的に実施するとともに、2025年大阪・関西万博、第20回アジア競技大会（2026／愛知・名古屋）・第5回アジアパラ競技大会、2027年国際園芸博覧会をはじめとした国際イベントの開催を、訪日外国人旅行者が全国各地の食や文化等を体験する好機と捉え、訪日外国人旅行者を全国各地へと誘導する施策を積極的に講じること。
- 2 地域が持つ自然、歴史等のほか、伝統芸能や伝統工芸、祭り、食といった地域に根付いた文化を観光資源として最大限活用することを通じ、もって文化の保存・継承・発展に活かす取組への支援を拡充・強化すること。
- 3 国際的な文化交流による平和の実現に向け、2025年大阪・関西万博をはじめとした国際イベントなどの機会を捉え、文化を通じた国際交流を促進する取組を実施すること。

11 地域資源を活かした滞在型観光の推進について

昨年10月にインバウンドが本格再開されたことに続き、令和5年度からは新たな観光立国推進基本計画（令和5年3月31日閣議決定。以下「基本計画」という。）がスタートした。基本計画で掲げられた「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つのキーワードに留意の上、地方においても観光立国の実現に向けて取り組みたい。

特に、コロナ禍を経て、密を避けられるアクティビティや新たな旅のスタイルへの関心拡大により、自然環境を生かしたアウトドアの旅行ニーズが上昇し、豊かな自然環境を有する中部圏地域にとって観光需要を拡大する好機を迎えており。

一方で、国内スキー人口の減少や気候変動によってスキー場関連事業者は厳しい経営状況が続いていること、インバウンド誘客の重要なコンテンツであるスノーリゾートへの支援が必要となっている。

また、本格的に回復するインバウンドを含めた旅行客の地方への誘客や観光消費を促進することで地域経済を活性化させることが重要となっている。

については、以下の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 スノーリゾート形成支援について

（1）「国際競争力の高いスノーリゾート形成促進事業」について、国際競争力の強化に向けた取組は中長期で進める必要があることから、令和6年度以降も十分な予算を確保するとともに、数か年の工期を要する索道施設の改修等複数年にわたる支援を受けられるよう柔軟な制度とするこ。

（2）近年多発しているバックカントリー事故を防止するため、自治体・観光地域づくり法人（DMO）・事業者が取り組むガイド育成、雪崩情報の提供、多言語看板や安全機器の設置、スキーヤーへの情報発信等、安全確保に向けた環境整備への財政的・技術的支援を強化すること。

(3) 安心・安全なスノーリゾートの形成に向けて、老朽化が進む索道施設の安全対策が急務な状況にあるため、索道施設の更新等への地方財政措置を充実させること。特に自治体所有のスキーチャンプーに対しては、公営企業債（観光その他事業債）の活用事業であっても交付税措置を行う等の支援を検討すること。

(4) 地域経済・雇用に大きく寄与するスキーチャンプーの経営安定化及びエネルギー価格の高騰による影響緩和のため、索道事業者に対する軽油引取税の免税措置を令和6年3月31日以降も継続すること。

2 回復するインバウンド需要による地方への誘客を図るため、国を挙げた訪日プロモーションを展開すること。

3 社会変革に伴う長期滞在型観光や分散型旅行、ワーケーションなど、多様性のある新たな旅行スタイルを推し進めるため、2労働週(週5日勤務の場合10日間)以上の連続休暇を確保すること等を求めるILOの年次有給休暇に関する条約を批准するとともに、国主導で働き方改革を進め、企業に対しては休暇の分散やプラスワン休暇の働きかけを行うこと。

12 地震・風水害対策等の推進について

令和5年においても、線状降水帯を伴う記録的な大雨により、土砂災害や河川の氾濫など、全国各地で甚大な被害が発生している。

近年、我が国は毎年のように様々な災害に見舞われているほか、社会インフラの老朽化による機能不全も各地で発生しており、地方公共団体においては、突然発生する大規模自然災害や今後老朽化割合が急速に高まる社会インフラの適切な維持管理・更新に備え、国土強靭化に関する施策を総合的かつ継続的・安定的に推進するため、国と一丸となって国土強靭化に取り組み、防災・減災の徹底を図ることが求められている。

このため、中部圏知事会としても、住民の生命及び財産に係る被害を最小限にとどめるための地震・津波対策等を推進していくことが必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

1 地域の国土強靭化の取組への支援

国土の強靭化を中長期的な視点に立って、更に強力かつ計画的に進めていくため、国土強靭化地域計画に盛り込まれた事業の着実な推進が図られるよう、資材価格が高騰する中でも、5か年加速化対策に基づく、財政上の支援措置の充実を図るとともに、必要な予算・財源を安定的に確保し、予算の円滑な事業執行が図られるよう弾力的な措置を講ずること。

また、強靭な国土形成を実現するためには、中長期的かつ明確な見通しのもと、国土強靭化地域計画に位置付けられた事業・取組を新たな国土強靭化基本計画に基づき、継続的・安定的に推進する必要があることから、5か年加速化対策後においても、後継となる国土強靭化実施中期計画を早期に策定し、必要となる予算・財源を通常予算に加えて別枠で確保すること。

2 地震・津波対策の充実・強化

(1) 地方公共団体が、「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」に基づく事前避難等の防災対応を実施するにあたり、実効性を担保するための財政上の支援措置等を講じること。

南海トラフ地震臨時情報に対して、住民が正しい理解のもと適切な行動が取れるよう、国において丁寧な周知を継続して行うとともに、地方自治体が実施する啓発に対して支援を行うこと。

- (2) 液状化対策、防潮堤・防災林の整備、高規格道路など主要幹線道路の整備予算の確保、緊急輸送ルートとなる道路ネットワークなどの整備等、大規模建築物の耐震化、大規模な広域防災拠点等の機能向上、高規格道路の高架区間等における緊急避難場所整備、消防団等の地域防災力充実強化、高台への移転など、事前に防災や減災に資する対策を地方公共団体が重点的に進めるための財政上の支援措置等を講じること。
- (3) 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく津波災害警戒区域等の指定を促進し、同法の実効性を高めるため、施設の安全性確保対策や区域指定による人口流出及び風評被害等の防止対策へ財政上の支援措置等を講じるとともに、地域の実情に応じた対策が円滑に進むよう、関係省庁の連携を強化すること。
- (4) ゼロメートル地帯においては、地震による液状化の影響で河川・海岸堤防等が沈下・損壊し、地震直後に浸水が始まることで、被害が甚大となるおそれがあることから、河川・海岸堤防等の強化に対し特段の財政措置を講じること。
- (5) 太平洋側のみならず、日本海側も含め早急に地震・津波に関する観測体制の充実・強化を図るとともに、近年、地震が頻発する日本海側の陸域など、これまでに十分な知見が得られていない地域についても調査・研究を行い、調査結果を早期に公表すること。
- (6) 消防防災ヘリコプターの安全対策を充実するため、2人操縦士体制の維持、安全管理体制の強化等に係る費用への財政支援を拡充すること。
また、ヘリコプター操縦士を安定的に確保できるよう、防衛省をはじめ関係省庁と連携し、自衛隊OBの採用や操縦技能の向上を支援する仕組みを早期に構築すること。
- (7) 若年世代をはじめとした防災人材を育成するため、地方公共団体が行う取組に対して、過去の災害の教訓を伝える講師の確保や教材の提供等の支援を行うとともに、啓発活動支援の推進を図ること。
- (8) 平時のみならず、土砂災害、河川氾濫、津波などの災害時においても、医療機関の機能が確実に発揮されるよう、国として、当該施設を新たに設置又は移転する場合における立地基準や地域住民との合意形成の必要性等を盛り込んだ指針を示すこと。
- (9) 南海トラフ地震等による大規模災害から速やかな復旧・復興を図るために、地籍調査の迅速かつ重点的な実施を促進するよう、国庫補助率の引き上げ等、制度の拡充を図ること。
- (10) 地籍調査の促進を図るため、公共事業等の測量成果を活用する制度に

係る指定手続きの簡素化や調査事業の地域要件の拡充を図ること。

- (11) 津波浸水想定区域内のすべての要避難者が確実に避難できるよう、津波避難タワーをはじめとする一時避難施設の整備に対する支援を継続するとともに、さらなる充実を図ること。
- (12) 高齢者等の支援が必要な方の情報を地図情報に反映するシステムの導入等により、災害時における効果的な避難支援につなげるデジタルライフラインの構築に向けた財政支援を拡充すること。
- (13) 国の地震被害想定の改定等にあたっては、各都県ごとの地震津波対策の進捗や評価を反映すること。

3 災害に強い電力供給体制の充実・強化

- (1) 災害に強い電力供給体制の構築に向け、電気事業者に対し適切な指導を行うとともに、地方自治体が行う支障木の予防伐採に対する財政支援、非常用電源の確保に対する支援等の充実を図ること。
- (2) 災害時も停電のない、エネルギー自立型の住宅・ビル・街を実現するため、太陽光発電・蓄電池システムや外部への電源供給が可能な自動車の価格低減を促す取組などを推進すること。

4 災害時における物流体制及び事業継続体制の充実・強化

- (1) 発災直後から、支援物資を個々の避難所まで迅速かつ円滑に輸送することができるよう、物資の発注から集荷・輸送・到着までの物流に関する情報を、国、地方公共団体及び民間物流事業者等が共有し、連携して物流管理を行う仕組みの構築を国において引き続き進めるとともに、無電柱化を推進するための財政支援を図ること。
- (2) 自然災害や感染症などのリスクへの対応が、中小企業・小規模事業者においても非常に重要となっていることから、中小企業等に対する事業継続計画（BCP）策定へのインセンティブを拡充すること。
- (3) 被災事業者向け支援制度について、自然災害が激甚化・頻発化する中、被災状況に応じて上限金額を引き上げるなど、支援制度を拡充すること。

5 避難所等の運営体制の充実・強化

- (1) 自主防災組織が自助・共助の機能を發揮し、市町村と適切に役割分担を行い、また男女共同参画の視点に立って避難所運営ができるよう、住民の意識啓発や、自主防災組織の育成に係る財政上の支援措置を講じること。

(2) 障害者、高齢者、妊産婦・乳幼児等の要配慮者やペットとの同行避難者等の避難行動や避難生活の支援のほか、福祉避難所の指定拡大及び円滑な運営体制確保のため、施設や資機材・物資の整備等に係る財政上の支援策及び福祉人材の派遣などの支援に関する制度上の整備を講じること。

また、福祉避難所として多くの避難者を受け入れる社会福祉施設等では、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生リスクを抑え、避難者や利用者の健康を守るために、福祉避難所で受け入れを行うに当たって、特に注意が必要な要配慮者等に対し、必要な場合に迅速にPCR等検査を実施できる体制の整備を進めるとともに、実施に当たり必要となる経費について必要な財政措置を講ずること。

(3) 日本語に不慣れな外国人に対応するため、ハザードマップや避難経路等の災害情報の「やさしい日本語」及び多言語による発信や各種緊急防災情報の記載統一、災害時の避難所における通訳の確保や食文化への配慮等について財政面も含めて地方公共団体が進める災害時の外国人支援への取組への支援策を講じること。

(4) 感染症の流行に備え、避難所における感染防止対策を図るため、有効な間仕切り、手指消毒液、マスク、非接触式体温計等の備蓄や調達及び避難者を受け入れる施設の整備・拡充に必要な財政措置を継続すること。

また、避難所における「3つの密」を避けるため、避難所の確保に向けてホテルや旅館、民間施設及び教育関係施設等の理解や協力が得られるよう、関係団体に働きかけるとともに、避難所として使用する際に必要となる費用に対し、必要な財政措置を継続すること。

(5) 避難所や在宅の避難者の二次的な健康被害の発生を防止する上で、保健活動や福祉支援は必要不可欠であることから、災害救助法を含めた法的な支援として明確に位置づけること。

(6) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費、資器材の購入等の基盤整備費用及び災害ボランティアの活動環境整備費用について、災害救助費の対象とすること。

6 災害時における広域応援・受援体制の確立

- (1) 国における広域応援の実施に対応する専属組織の設置と被災地への応援の調整・指示の一元化を行うこと。
- (2) 都道府県と市町村が一体となって実施する広域応援・受援体制の確立に向けた支援を行うこと。

- (3) 被災した地方公共団体の支援を実施した地方公共団体に対して、その応援に要した経費の全額を国が負担する制度の創設を行うこと。
- (4) 災害派遣福祉チームや災害派遣医療チーム、災害派遣精神医療チーム等の傷害保険料について、災害救助費の対象とすること。

7 被災者生活再建支援の充実・強化

- (1) 被災者生活再建支援制度の支援金支給対象について、当該制度が適用される災害に際しては、被災区域全域を対象とすること。
また、損害割合20%台の半壊を含め、半壊全てを支援対象とするよう、引き続き検討すること。
- (2) 住家被害認定調査及び罹災証明書の発行業務は、各種の被災者生活再建支援業務に不可欠であるため、これらの業務に要する経費を災害救助費の対象とすること。
- (3) 支援漏れや支援の重複を防ぐなど被災者支援を効率化するため、地方公共団体の区域を越えた広域避難等にも対応できる「被災者台帳システム」の導入のための技術支援及び財政支援を行うこと。
- (4) 被災者の生活再建に伴うストレスや悩みに対応するため、精神科医、弁護士等の専門家によるワンストップ相談（総合相談会）の実施に必要な支援を行うこと。
- (5) 災害公営住宅の建設について、技術的・財政的支援を行うこと。また、採択条件となる滅失住戸の判定について、条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。
- (6) 災害時における被災者の住宅確保において、セーフティネット登録住宅の家賃低廉化補助制度をより活用し易くするため、適用条件を緩和するなど弾力的な運用とすること。
- (7) 被災した建物を放置すると、二次災害の危険性が高いことから、被災した建物の解体に対する補助事業の支援対象について、半壊の建物まで拡大すること。

8 風水害対策の充実・強化

- (1) 近年の気候変動に伴い激甚化・頻発化する風水害・土砂災害リスクの増大に備えるため、「流域治水」の考え方に基づき、地方自治体が実施する河川、海岸、砂防、ため池、排水機場及び治山などの施設整備・改築及び荒廃森林の整備、流域内の雨水貯留浸透施設整備などのハード対策や、浸水想定区域図やハザードマップの策定などのソフト対策が進め

られるよう、必要な財源を確保し、必要額を確実に配分すること。

また、洪水氾濫と土砂災害、山地災害による複合災害対策に関する研究の推進と技術的・財政的な支援の充実を行うこと。

- (2) 河川整備を促進し、抜本的な治水対策を進めるとともに、洪水時の災害対応を迅速かつ的確に行うため、水系一貫管理の原則に基づき、国管理区間と県管理区間が混在する大河川のいわゆる中抜け区間等について、想定される被害の規模や地域の実情に応じ、国による一元管理とすること。
- (3) 大規模な洪水に備えた緊急時における流域全体での洪水調節を国が実施すること。
- (4) ダム等の堆砂については、ダム管理者による対応が原則であるが、地形や気象などの要因により、ダム管理者による対応だけで解消することが困難であり、洪水等災害発生の恐れがある場合、総合的な土砂管理の観点から、積極的に支援すること。
また、国が設置許可したダムについては、ダム管理者に対し、防災上の適切な指導を行うこと。
- (5) 警戒レベルを用いた避難情報の発令について、住民が正しく理解し、適正な住民の避難行動につながるよう、一層の周知啓発を図るとともに、取組への支援を行うこと。
- (6) 公共施設等の災害復旧事業について、制度の拡充や財政措置、人的支援等の充実強化を図ること。
- (7) 国立公園で発生した自然災害については、早期に利用再開が図られるよう、管理者である国が主体的に関係者間の調整を図るとともに、応急対応や復旧事業の実施、公園利用者への周知等を実施すること。
また、国立公園の多くを占める国有林において、治山事業や流木除去の実施など、適切な管理を国において積極的に行うこと。
- (8) 雨量や水位等の河川防災情報が不十分な中小河川流域において、適切な住民避難に資するための情報として、気象庁が発信する危険度分布等が有用であることから、リアルタイム・ピンポイントの河川防災情報の提供に向けた洪水予測の精度向上を図るとともに、住民及び地方公共団体に分かりやすく発信すること。
- (9) 漁場やダム、海岸・湖岸における流木・沈木や漂着物の処理について、財政的な支援の充実を図ること。

9 火山防災対策の強化について

- (1) 火山活動に対する監視・調査研究体制の充実に国が積極的に関与するとともに、地方公共団体が取り組む火山活動の監視・調査研究体制の整備や運営、火山噴火緊急減災対策砂防計画におけるハード対策等に対する人的及び財政的な支援を行うこと。
- (2) 火山防災マップの作成、避難計画の策定等の火山防災対策に関する財政的支援を拡充するなど、火山防災体制の整備を行うこと。
- (3) 火山活動に対する噴火警戒レベルを適切に見直すとともに、登山者等に対する効果的、確実な情報提供方法等について検討し、情報発信の強化を図ること。

また、携帯電話不感地帯において、登山者等へ確実かつ迅速な情報伝達ができるよう電波通信状況の改善等を促進すること。
- (4) 退避壕や退避舎等の安全確保施設の整備については、国と地方公共団体の役割分担と国による財政負担を明確にし、設置に係る補助金等の拡充を図ること。

また、避難施設としての山小屋等における壁・柱など屋根以外の安全性を高めるための機能強化、サイレン等の整備に対する財政支援措置を拡充すること。
- (5) 山中における防災上の危険性等を示す広告物については、登山者等が認識しやすい色彩や形状を認めるなど、自然公園法に基づく基準の見直しを行うこと。
- (6) 「登山届」の提出の促進など、登山者の迅速な把握に向けた取組を推進し、登山者の安全確保対策を強化すること。

10 原子力発電所の安全確保及び防災対策の強化

- (1) 原子力発電施設に係る新規制基準については、現在も続く福島第一原子力発電所事故の原因究明の検証結果を踏まえるとともに、絶えず国内外の最新の知見を収集し、その都度、適切に規制基準に反映させること。

また、断層調査・評価を含む新規制基準への適合性に係る審査及び運転期間の延長に係る審査に当たっては、厳正かつ迅速に審査が行えるよう審査体制の拡充・強化を図るとともに、科学的知見に基づいた厳正な審査を行うこと。
- さらに、政府の要請により停止している浜岡原子力発電所については、政府が停止要請をした文書において実施するとしている事業者の対策について、厳正な評価、確認を行い、その結果を文書により提示すること。

- (2) 今後、高経年化等により見込まれる原子炉の廃止措置については、厳格な審査の下、安全確保に万全を期すとともに、使用済燃料やその再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物、原子炉の解体に伴い発生する廃棄物の最終処分方法を早期に確立すること。
- (3) 原子力防災対策の基本となる原子力災害対策指針については、最新の知見を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体等の意見を適切に反映していくこと。なお、UPZ外の地方公共団体においても必要に応じ緊急時に円滑な防護対策を可能とするため、国の責任において環境放射能水準調査のモニタリングポストを増設するなど、事前の対策について改めて検討を行うこと。
- また、同指針において、最も基本的な防護措置としている屋内退避について、長期にわたる場合や大規模地震との複合災害時も含め、具体的な実施方針をあらかじめ示すこと。
- (4) 広域避難計画の策定や避難ルート等の検討、モニタリングの実施などには放射性物質の拡散を予測する情報が重要と考えられるため、「拡散計算も含めた情報提供の在り方」を検討する国の分科会において、引き続き関係地方公共団体の意見を十分聴いた上で具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- また、民間事業者との協力体制の確立について、「民間事業者の協力」を検討する国の分科会の報告等を踏まえ、民間事業者等が原子力災害に対応する際の被ばく線量限度の法制化など、引き続き具体的な検討を進め、必要な対策を講じること。
- (5) 地方公共団体の行政区域を越える広域避難を円滑に実施するため、国が積極的かつ主体的に、避難先、避難経路、避難手段の確保や、避難退避時検査の体制整備、並びに避難に係る道路等のインフラの整備を行い、広域的な防災体制を整備すること。併せて、国が前面に立ち、事業者、防災関係機関、関係地方公共団体等と連携した実践的な訓練を行い、広域的な防災体制の検証を行うこと。
- (6) 安定ヨウ素剤の事前配布の対象となる区域や、住民の範囲については、判断基準を明確化するとともに、国において、配布に係る住民や地方公共団体の負担を軽減できる方法を早急に提示すること。
- (7) 地方公共団体が防災対策に要する経費については、原子力災害対策重点区域外での対策に要する経費や職員の人工費も含め、確実に財源措置を行うこと。なお、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、防災資機材の効率的な整備を行うため、都道府県から市町村に対する間

接交付を認めるなど、運用の改善を図ること。

- (8) ロシア軍によるウクライナのザポリージャ原子力発電所への武力攻撃等については、我が国の原子力施設の周辺地域においても大きな不安を与えるものである。早急に原子力施設の警備体制の充実・強化を図るほか、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すとともに、我が国に対して武力攻撃事態等の脅威が直接及ぶことのないよう、あらゆる外交努力を推進すること。

その上で、万一の武力攻撃事態等への対処処置について、原子力施設の防御、原子力安全対策及び防災対策に係る関係法令等の内容の検証を行い、その結果及び対応方針を国民に明らかにすること。

また、自衛隊、海上保安庁、警察、消防、地方自治体、事業者等の関係機関が連携し、事態の進展に応じた住民避難の手段の確保など、実効性のある対策が迅速に講じられるよう、平時から緊急時に備えた体制の構築に万全を期すこと。

- (9) 上記(1)～(8)の措置等を講じるに当たっては、国民に対し、その過程も含めて徹底的に情報を開示するとともに、説明会やシンポジウムを開催し、国民の理解を得るよう最大限の努力をすること。

11 盛土対策の強化

現状、危険な盛土に対する安全対策等についての財政支援措置がされているところであるが、今後、宅地造成及び特定盛土等規制法で厳しく盛土を規制していくこととなり、最終的な解決手段である行政代執行の自治体負担の増加も想定されることから、継続的な財政支援を実施すること。

また、各実施要領、法関連通知が示されているが、法を運用するに当たって判断に苦慮する事項もあり、各県等から様々な意見・質問が出されていることから、地域の実情を踏まえつつも、「危険な盛土を全国一律の基準により包括的に規制する」という立法趣旨を損なわないよう、各県等からの意見・質問を踏まえた統一的な運用指針等を明らかにすること。

13 緊急浚渫推進事業債による財政支援の延長について

「緊急浚渫推進事業」は、地方公共団体が単独事業として緊急的に河川等の浚渫、樹木伐採を実施できるよう令和2年度に創設されたものであり、令和2年度から令和6年度までを対象期間とし地方債の発行を可能とする特例措置が認められた。中部圏では、これまで、これを積極的に活用し浚渫・樹木伐採を進めてきた。

しかし、近年の台風や集中豪雨等に伴う大きな出水で新たに流出した土砂や流木等により、人家や田畠へ大きな被害が生じる恐れがある河川の流水阻害が発生するなど、令和6年度までに対策が完了しない河川や、引き続き予防保全を含めた対応が必要な河川が多く存在する状態である。

については、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

緊急浚渫推進事業債による財政支援の延長を図ること。

14 こども・子育て支援による人口減少対策の更なる拡充について

現在、我が国の少子化はとどまる気配はなく、国の閉塞感につながる危機的な状況は深刻さを増している。2022年の合計特殊出生率は1.26となり、出生数も約77万人で過去最少を記録するなど、我々の予想を上回るペースで少子化が進んでいる。少子化対策は、人口減少に歯止めをかけ、東京一極集中を是正する地方創生の取組を深化させるとともに、国民一人ひとりが活躍できる社会づくりを進める上で重要である。政府は、新婚生活に対する経済的支援や、不妊治療の支援の拡充、子ども・子育て支援の強化などに取り組んでいるが、「国民希望出生率1.8」の実現に向けて、結婚、妊娠、出産の希望をかなえ、安心して子育てができる環境の整備が必要である。

政府が定めた第4次少子化社会対策大綱では、希望する時期に結婚でき、かつ、希望するタイミングで希望する数の子どもを持つ社会をつくることを、少子化対策における基本的な目標として掲げており、社会情勢の変化等を踏まえた、令和の時代にふさわしい少子化対策として、結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境の整備などを推進するとされている。

少子化対策の取組は、都市と地方の違いはもちろん、その地域の実情に応じてもアプローチが異なることから、地方自治体が地域の実情に応じた少子化対策に取り組めるよう、財源確保も含めた支援が必要である。

また、新型コロナウイルス感染症により、出会いの機会の減少や不妊治療の延期・中断、経済状況の悪化などの影響を受け、結婚や妊娠・出産、子育ての当事者は大きな不安を抱えているなか、結婚の希望がない、安心して子どもを生み育てられる環境整備の重要性が高まっている。さらに、テレワークやワーケーションなどの多様な働き方やオンライン教育などの普及は、住まいや仕事、教育における「場所」の制約を無くし、首都圏への一極集中解消等、都市と地方の関係を大きく変える可能性があることから、地方創生推進の観点からも、地方の子育て環境の充実に国を挙げて取り組んでいく必要がある。

少子化対策は待ったなしであり、令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、今後3年間で集中的に取り組むとしている「加速化プラン」の各事項について、早期かつ確実に具体化し実施とともに、次の事項について提言する。

1 こどもまんなか社会の実現のためのこども家庭庁

こども家庭庁においては、各分野における子ども関連政策について、関係省庁と密接に連携しながら、司令塔機能を発揮し、省庁横断の一貫性を確保するための総合調整等を行うこと。

2 きめ細かな少子化対策を講じるための安定した財源の確保

- (1) 出生率を回復させた諸外国の例なども参考にしながら、未来への投資として、これまでの延長線上にはない規模の少子化対策を講じるための財源確保に努めるとともに、社会全体で支える持続可能性の高い制度（例えば、「子ども保険」など）の構築に向けて検討を行うこと。
- (2) 「加速化プラン」の着実な実現に向けて、各施策の具体的な内容やスケジュールを早期に明示するとともに、将来的な子ども・子育て予算の倍増に確実に取り組むこと。この際、地域の自主性・自立性が十分確保されるよう配慮すること。
- (3) 地域の実情に応じた結婚支援等の取組を継続・強化して実施できるよう、「地域少子化対策重点推進交付金」の安定した予算措置や更なる補助率の引上げ、運用の弾力化に努めるとともに、自由度の高い交付金や、複数年度にわたる柔軟かつ大胆な施策の実施が可能となる基金制度を創設すること。

3 子育てに関する経済的支援の充実

- (1) 子育て家庭の生活の安定への寄与、次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、児童手当の給付の拡充について、「こども未来戦略方針」に沿って着実に実現すること。さらに、地方自治体の財政的負担が増加することのないよう国の責任において、制度の拡充に必要となる財源の確保に努めること。
- (2) 理想より実際に持つ子どもの数が少ない理由として、経済的負担を挙げる声が最も多いことを踏まえ、0～2歳児の保育料の完全無償化などの経済的負担軽減につながる対策を積極的に講じること。
- (3) 子どもの数が多くなるにしたがって、高校3年間における経済的負担が大きくなることを踏まえ、多子世帯について高等学校等就学支援金制度の所得制限を撤廃し、高校の授業料による経済的負担を軽減すること。
- (4) 子どもの数が多くなるにしたがって、大学等における経済的負担が大きくなることを踏まえ、多子世帯について、国の高等教育の修学支援新制度の所得制限を撤廃し、高等教育機関の授業料による経済的負担を軽

減すること。

4 ライフデザイン教育・プレコンセプションケアの推進

子ども・若者が、妊娠・出産の適齢期や不妊などに関する正しい知識を身に付けるとともに、自身の健康管理や家族の大切さなどについて考えるきっかけとなるよう、ライフデザイン教育やキャリア教育、プレコンセプションケアを全国的に進めること。

5 不妊に悩む家族への支援

不妊・不育症治療等について、保険適用範囲の拡大など抜本的な改善を図るとともに、独自支援を行う自治体への財政的支援を行うこと。

6 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

- (1) 助産師の確保及び養成に向けて、助産師出向システムの制度化の推進と院内助産システム導入のための財政的支援、助産師の人員配置に関する基準の明確化を行うこと。
- (2) N I C U等長期入院児の在宅医療を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

7 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

- (1) 産婦健診に併せて新生児（2週間・1か月）の健診費用についても実情に応じた費用助成を行うこと。
- (2) 市町村が実施する1歳までの乳幼児健診の健診費用について、実情に応じた費用助成を行うこと。
- (3) すべての妊婦が、全国どの地域においても安心して子どもを産み育てることができるよう、里帰り妊婦の情報が里帰り先の自治体に確実に引き継がれるための全国共通の仕組みづくりを行うとともに、里帰り妊婦への相談支援等に対する財政支援制度を創設するほか、居住地外で妊婦健診を受ける際の一時的な窓口負担をなくすこと。
- (4) 心身ともに負担の大きい産後の母親が一時的に育児から解放され、心身ともに回復できるよう、産後ケア事業の制度拡充を図るとともに、レスパイトケアなどの更なる充実を図ること。

8 子ども医療費助成の制度化

- (1) 子育て家庭の医療費に係る経済的な負担軽減を図り、抵抗力の弱い子どもの疾病的な早期発見と治療を促進するため、全国一律の子ども医療費助成制度を創設すること。
- (2) 地方自治体が現物給付方式で子どもの医療費助成を行う場合の国民健康保険の国庫負担金等の減額調整措置を早急に廃止すること。

9 幼児教育・保育の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度の推進に必要な財源の確保及び実施主体である市町村の取組について十分な支援を行うこと。

特に、幼児教育・保育の無償化に必要となる地方財源について、一般財源総額の同水準ルールの外枠で全額措置するなど、国の責任において必要な財源を確保すること。

「新子育て安心プラン」に対応するため、さらなる施設整備の推進と、他産業と遜色ない給与水準となるよう保育士等の処遇を改善し、有為な人材を活用・確保できる仕組みづくりを積極的に進めるとともに、幼児教育・保育の質の向上が図られるよう支援すること。また、保育士修学資金貸付制度の継続や、無償化の対象となる児童が限定される病児保育にかかる第2子以降の利用料無料化など、地方自治体が地域の実情に応じた取組を推進できるよう支援すること。

- (2) 就学前のすべての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるよう、幼稚園、保育所、認定こども園への施策を一元化するとともに、施設種別や認定子どもの区分による支援の格差を解消すること。

- (3) 子ども・子育て支援新制度の施設型給付費に係る1歳児及び4歳以上児の職員配置改善加算を早期に実施すること。

- (4) 保育士等の処遇改善について、キャリアアップ研修等によるキャリアパス制度による処遇改善を進め、財政的支援を継続的に行うとともに、研修に参加できるよう十分な代替職員の配置を可能とするなどして、受講しやすい環境づくりを支援するとともに、新型コロナウイルス感染症対策により、研修の実施が延期されるなど影響が出ていることから、研修受講を加算取得の要件とする時期について、柔軟に対応するなど、更なる処遇改善の取組を進めること。

また、新制度に移行していない私立幼稚園における人材確保のため、処遇改善におけるベースアップ率などについて、新制度に移行した私立幼稚園と同様、園に負担を求める統一された仕組みを国が明確に示す

こと。

- (5) 年度途中入所やいわゆる「育休退園」が多く、また女性の就業率の上昇によるさらなる需要喚起が想定される低年齢児保育を充実させるため、年度当初から保育士の加配が可能となるよう、施設型給付費などの公定価格を見直すこと。
 - (6) 発達障がいなどを含む特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の確保と、その指導にあたる専門職の配置、また、障がい児の受入状況に応じた適切な人員配置を行うことが出来るよう、国において財政支援を拡充するなど、障がい児保育施策の充実を図ること。
 - (7) 安心・安全な保育を提供するため、全ての保育所等に、必要保育士数とは別に看護師等の配置が可能となるよう、公定価格の見直しを図ること。
 - (8) アレルギーやハラールなどへの対応が必要な子どもが増えているとともに、原油価格・物価高騰により事業者や利用者に大きな影響が生じていることから、安全・安心で質の高い給食を提供するため、十分な調理員配置が可能となるよう、配置基準の見直しや加算の仕組みを設けるなど、公定価格の見直しを図ること。
 - (9) 原油価格・物価高騰により事業者や利用者に大きな影響が生じていることから、社会情勢の変化に応じた公定価格の改定や臨時の加算等の対策を講じること。
- また、保育所等における使用済みおむつの処分の推奨にあたっては、施設で適切な処分が行われるよう、処分費用を公定価格に含めること。
- (10) 私立幼稚園における特別支援教育の一層の充実を図ること。
 - (11) 新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えや保護者の就労形態の変化により、利用料収入が減少しているため、一時預かり事業や延長保育事業の提供体制を安定的に確保するための措置を講ずること。
 - (12) 地域での保育の受け皿となっている認可外保育施設は、主に保育料収入により運営されているが、新型コロナウイルス感染症対策により運営の自粛や利用者の減少により収入が減少し、存続が危ぶまれる施設も生じていることから、認可施設と同様に、保育料収入の減少に対する財政的支援を講ずること。
 - (13) 在宅育児家庭の3歳未満の子どもを対象とした通園による保育サービスの提供など、隙間のない子ども・子育て支援制度とすること。
 - (14) 家庭環境に配慮を要する児童が多く入所する園に対して、保育士加

配の支援を行う事業の充実を図ること。

- (15) 自然に触れる保育には子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発や人材育成を進めるとともに、取組を進める団体に対する財政的支援を図ること。

10 放課後児童対策の推進

- (1) 放課後児童クラブを安定して運営するため、開設日数が年間250日未満のクラブや19人以下の小規模なクラブに対する補助制度の充実を図ること。また、夏休みなどの長期休暇中は利用申し込みが増えるため、その期間に特化した子どもの居場所の確保について、支援の仕組みを充実させること。さらに、放課後児童支援員の待遇改善を通じた人材確保を進めるとともに、放課後児童支援員以外の事務担当職員を十分に配置できるよう、加算の仕組み等を充実させること。
- (2) 国において放課後児童クラブでの人材の育成等に係る効果的な取組事例を収集して横展開するとともに、各クラブが行う取組に対する補助制度を創設すること。
- (3) 新・放課後子ども総合プランに基づく子どもの居場所づくり推進のため、放課後子ども教室の活動経費の補助である「学校・家庭・地域連携協力推進事業」について、補助額の圧縮が行われることのないようにするなど、放課後子ども教室の活動への助成等において、十分な財源を確保すること。
- (4) ひとり親家庭や多子世帯に係る放課後児童クラブ利用料の負担を軽減するための制度を創設すること。
- (5) 里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。

11 男性の育児参画の推進

- (1) 希望する子どもの数の実現に向けて「第2子の壁」を克服するためには男性の育児休暇や休業の取得促進が欠かせないことから、当事者が希望に応じて「出生時育児休業（産後パパ育休）」や「育児休業の分割取得」などの制度を利用できるよう、周囲の従業員への応援手当支給の支援や企業が代替人員を確保するための仕組みの強化などの対策を講じるとともに、従業員や企業への制度の周知を強化することや、制度を利用しやすい職場風土づくりに向けた気運の醸成に努めること。

(2) 従業員を対象とする育児休業給付金の支給率の大幅な引き上げや引き上げ期間の更なる長期化、および企業に向けた両立支援等助成金の要件緩和などを図ること。

12 短時間勤務からの育児休業取得者に対する経済的支援の拡充

第1子の育児休業から職場復帰後、短時間勤務を利用している期間（子が3歳まで）に次の子を出産し、育児休業を取得した場合の育児休業給付金は、短時間勤務の賃金による算定となり減額されることから、フルタイム勤務の賃金水準による給付額を支給し、育児休業中の支援策を拡充すること。

13 企業における働き方改革の取組促進

働き方改革に取り組むことは、仕事と家庭との両立を実現し、子育てができる職場づくりにつながる。短時間勤務やテレワーク、フレックスタイム等の多様で柔軟な働き方の定着など、新型コロナウイルス感染症の収束後においても、働き方を見直し誰もが働きやすい職場環境づくりを進めることができるよう、特に中小企業・小規模企業の取組促進に向けて財政措置を講ずるなどの支援を強化すること。

14 社会的養育推進に向けた基盤の強化

(1) 児童相談体制の充実と強化

- ① 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の確実な実施に向け、児童福祉司等の配置に関しては、地方交付税措置の拡充などの財政支援措置を充実するほか、児童福祉司等の専門職の養成・研修機関の設置など国主導による人材確保と育成システムを構築するなど、体制強化のための支援の充実を図ること。また、児童相談所と市町村や警察等の関係機関との連携強化に向けた取組への支援を充実すること。
- ② 自分から声を上げられない子どもの権利を保障し、より質の高い社会的養育と児童相談体制を着実に整備していくため、国としても子どもの権利擁護についての理解醸成に努めつつ、各自治体の状況を十分考慮し制度設計をすること。併せて、アドボケイトの人材確保や育成に向けガイドラインを定め、必要な経費等について、地方自治体や民間団体を積極的に支援すること。
- ③ 児童虐待相談対応件数が増加し続け、複雑・困難なケースも増加していることから、的確な相談対応による子どもの安全確保と児童相談

所職員の業務効率化、スキルアップを図っていくため、国が主体となってAI等の先端技術を活用した虐待対応の取組を加速化させるとともに、地方が技術を導入する際の財政的支援を強化し、全国展開に向けた国と地方の連携による推進体制を整備すること。また、AIツールについては、児童福祉司等のリスク判断や人材育成に活用できるものとし、都道府県と丁寧に協議を行い、全国で確実に導入すること。

(2) 里親養育包括支援体制の構築に向けた支援の強化

- ① 新たに里親養育包括支援（フォスタリング）業務に取り組もうとする施設や団体、NPOが円滑に事業を開始できるよう、事業準備期間に要する経費（専門人材を養成する期間中における代替職員に係る人件費の補填、地域事情に応じた取組の導入に向けた検討、関係機関とのネットワークの構築など）に柔軟に対応できる交付金の創設や現行補助制度における特例的な嵩上げ措置など制度推進に向けてインセンティブを与える制度を創設すること。
- ② 現在国において制度検討を行っている「里親支援センター」に関し、設置要件等については地域の実情を踏まえたものとともに、要件等について早急に提示すること。加えて、里親の支援を行う児童相談所に対しても、里親委託件数の実情等に応じ里親養育支援児童福祉司の配置等を行うこと。また、途切れのない里親支援が実施できるよう、フォスタリング事業は継続して実施していくこと。
- ③ 里親制度の普及・促進に向けては、各児童相談所と市町村が連携して取り組むことができる環境の整備が重要であるため、市町村が児童相談所等と連携して取り組む里親制度の普及・促進に向けた取組を財政面から支援する制度を創設すること。

(3) 児童福祉施設入所児童の養育環境の充実と自立支援

- ① 施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模化、地域分散化を促進するため、措置費の加算等の財政支援を充実すること。
- ② 家庭的ケアにおける児童の処遇向上と職員の勤務条件の緩和に向けて、地域小規模児童養護施設及び委託一時保護専用ユニット（乳児を含む）への職員配置の充実及び1ユニットあたりの児童定員の縮減を図るとともに、小規模化した施設において緊急的に措置児童を受け入れなければならない場合における入所定員の柔軟な運用を行うこと。また、利用者の変動の大きい委託一時保護専用ユニットを有効活用するため、子育て短期支援事業（ショートステイ等）や、里親の一時的な休息のための援助（レスパイトケア）で受け入れる児童が利用できる

ようによること。

- ③ 乳児院及び児童養護施設における心理職員の配置を、心理療法対象人数による加算配置から常時配置へ変更を行うこと。
- ④ 自立支援資金貸付金の返還免除の要件となる就業継続期間（5年間）を短縮し、退所者等の負担軽減を図ること。
- ⑤ 児童養護施設退所者等の自立に向け、地方自治体や民間団体による地域の実情に応じた支援体制の強化に向けた財政支援を拡充すること。

15 発達支援が必要な子どもへの対応

- (1) 保育所、認定こども園、幼稚園で発達障がい児等に対する適切な早期支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を市町村が養成し配置できるよう、地域生活支援事業に長期の研修派遣等の支援メニューを追加するとともに、予算総額の十分な確保に努めること。
- (2) 発達障がいが疑われる児童が地域において専門的な医療を早期に受けられるよう、専門的医療機関の確保のため、小児科医や精神科医が発達障がい児を診察した際の診療報酬を見直すこと。

16 ヤングケアラーへの支援の強化

年齢や成長の度合いに見合わない重い責任を負うヤングケアラーについては、国において社会的認知度及び社会全体で支援する機運を高めること。また、地方自治体や民間団体が行う取組に対して、財政面を含め、支援の強化を図ること。

17 子どもの貧困対策

- (1) 「子供の貧困対策に関する大綱」に基づき、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への十分な財政措置を行うこと。
- (2) 地方自治体における子どもの貧困対策を推進するため、その企画・立案・実施に資するよう、子どもの貧困の実態が明らかになるような調査を国の責任において実施し、地域別データの把握・提供を行うこと。
- (3) 家庭の状況にかかわらず子どもたちが学習する機会を得て希望する進学につなげることができるよう、自治体が実施する子どもの学習支援事業に対する財政的な支援を強化すること。
- (4) ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付額を増額すること。
- (5) ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるための「児童扶養手当」

の支給額の増額を図ること。

- (6) ひとり親家庭や多子世帯に係る放課後児童クラブ利用料の負担を軽減するための制度を創設すること。(再掲)
- (7) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置拡充に係る予算について、十分な額を確保するとともに補助率を引き上げること。
- (8) 自立支援資金貸付金の返還免除の要件となる就業継続期間（5年間）を短縮し、退所者等の負担軽減を図ること。(再掲)
- (9) 子どもの貧困対策の観点から、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金、高等学校等専攻科の生徒への修学支援、高等教育の修学支援新制度や、在学中は授業料を徴収せず卒業（修了）後の所得に連動して返還・納付を可能とする制度など、高等学校・大学・専門学校等に関する教育費負担軽減施策の更なる充実のための財政支援を強化すること。

18 児童ポルノ等の自画撮り被害から青少年を守る施策

- (1) 児童ポルノ等の自画撮り被害から、青少年を守るために、複数の県において自画撮り画像を求める行為を禁止する条例改正がされているが、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」の改正などにより、被害につながる青少年への働きかけを抑止する等のさらなる規制について検討すること。
- (2) 自画撮り被害は、その大部分がコミュニティサイトの利用に起因して発生していることから、青少年が被害に遭うことのないよう、電気通信事業者等と協議の上、被害防止に有効な技術開発や普及促進などの効果的なコミュニティサイト対策を行うこと。

19 都市から地方への人の流れの拡大

- (1) 移住支援金について、23区を中心とした東京都からの移住者が近郊県にとどまらず、地方へ移住するよう、東京圏の周辺県より遠距離の地域へ移住する際に距離に応じて加算を行うなどの制度の拡充、交付金支給対象となる移住元地域の拡大や在住・通勤期間の短縮などの要件緩和および制度周知・広報の充実を図ること。
- (2) デジタル田園都市国家構想総合戦略の推進に向けて、安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保・充実するとともに、地方創生の継続的な取組に支障が生じることなく、地域の実情に即した対策を講じることができるように必要な財源措置を講じること。

15 G 7 富山・金沢教育大臣会合を踏まえた「子供たちのウェルビーイング」の実現に向けた教育の充実について

現在、教育現場では、社会の急激な変化への対応や、コロナ禍を経た教育のあり方の模索、教職員の多忙化や志望者の減少などが課題となっている。そのような中で本年5月、富山県及び石川県で開催された「G 7 富山・金沢教育大臣会合」において、「全ての子供の可能性を引き出す教育の実現」などについて議論が交わされ、2023年G 7 教育大臣会合富山・金沢宣言において、子供たち一人一人のウェルビーイングを実現するための教育の重要性が再確認されたところである。

については、全ての子供たちのウェルビーイングの向上、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた教育環境の整備・充実を図るため、次の事項について格段の配意を願いたい。

- 1 学校が対面での教育や協働的な学びの機会を提供するなど社会の形成基盤としての役割を維持できるよう支援するとともに、対面による教育に加え、リアルとデジタルを融合した教育を促進できるよう、ICT環境のより一層の充実を図ること。
- 2 少人数学級の推進を含む教職員の定数改善や業務適正化・処遇改善、専門スタッフの配置拡充に必要な財源確保など、教師が本来の業務に専念できる環境づくりを図るほか、インクルーシブ教育の環境整備など、全ての子供たちの可能性を引き出す教育の実現に向けた取組を推進すること。
- 3 児童生徒が主体的に課題を発見し、多様な人と協働しながら課題を解決する探究学習やSTEAM教育の充実、デジタル化・グリーン化など時代の変化に応じて必要となる成長分野におけるスキル向上など、社会課題の解決とイノベーションを結び付けて成長を生み出す人材の育成に向けた取組を推進すること。
- 4 コロナ禍等で停滞した生徒・学生の国際的な人的交流の拡大に向けた留学生の双方向交流の推進など、国際社会の連携に向けた国際教育交流を推進すること。

5 今夏の猛暑を踏まえ、授業や部活動での熱中症を防ぐため、未だ設置率が低い体育館等の空調設備について、高等学校においても早急に設置を進めることができるように、補助対象の拡充など、維持管理費も含めた十分な財政支援を行うこと。

16 豚熱・アフリカ豚熱対策と感染拡大防止について

平成30年9月、国内で26年ぶりに発生した豚熱は、これまでに全国で89事例が発生し、延べ約37万頭の殺処分が行われた。

令和元年には豚へのワクチン接種が開始されたが、その後もワクチン接種を実施した農場で相次いで発生している。さらに野生いのししの感染は34都府県で確認され、今なお全国に拡大している状況にあり、豚熱の終息に向けては、息の長い取組みが必要である。

また、アフリカ豚熱がアジアや欧州、中米など世界的に拡大しており、新型コロナウイルス感染症にかかる水際措置の終了に伴い、海外との人・モノの動きによる国内への侵入が懸念される。

家畜伝染病が一たびまん延すれば、我が国の畜産業及び関連産業に甚大な被害をもたらし、その再生には長い期間を要する。

こうした課題に対応するため、国においては、引き続き、国家レベルの危機管理事案として、豚熱の終息と産地の再生、アフリカ豚熱の国内侵入防止のため、次の事項について措置を講じることを強く求める。

1 早期終息に向けた発生原因の解明と飼養衛生管理の更なる向上

- (1) 豚熱・アフリカ豚熱ウイルスの農場への侵入防止対策を的確に実施するため、豚熱の感染経路や発生原因を早急に解明し、必要に応じて対策の見直しを行うとともに、あらゆる手段を行使し、豚熱発生に係る事態を一刻も早く終息させること。
- (2) アフリカ豚熱の脅威にも備え、農場における更なる飼養衛生管理の向上のため、消費・安全対策交付金等について、生産者団体の意向を踏まえた支援対象の拡充を図り、十分な関連予算を確保のうえ、財政支援を実施すること。

2 ワクチン接種のあり方

- (1) ワクチン接種を実施している農場での豚熱発生に鑑み、接種都府県が実施する免疫付与状況検査結果を踏まえた、より適切なワクチン接種方法を、引き続き検討のうえ、提示すること。
- (2) 知事認定獣医師や登録飼養衛生管理者による飼養豚へのワクチン接種について、防疫指針に基づくまん延防止のための接種であることか

ら、都道府県や農家の負担が増加しないよう、家畜伝染病予防法第6条に基づく接種と同様に、国において必要な財政支援を行うこと。

- (3) 知事認定獣医師が実施したワクチン接種により死亡した豚又は死産若しくは流産した豚の胎児について、家畜伝染病予防法第58条の手当金と同等の取扱いとすること。
- (4) 接種対象の増加に伴いワクチン不足が生じないよう、生産能力の強化や備蓄の確保など、ワクチンを安定的に供給できる体制を構築すること。
- (5) 国産マーカーワクチンの開発を加速し、現行（非マーカー）ワクチンからの移行の是非を早急に判断すること。

3 野生いのしし対策

- (1) 野生いのしし対策を重点的かつ効果的に推進するため、国において生息頭数や浸潤状況等のデータを解析し、豚熱撲滅に向けた方針、目標値及びその実現を図るための行程を示すこと。
- (2) 豚熱撲滅に向けた方針に基づき実施する経口ワクチン散布及び野生いのししの捕獲関連経費について、国が責任をもって十分な予算を措置すること。また、経口ワクチンについては、予め年間の必要量を一括輸入するなど十分な量を確保すること。
- (3) 使用素材を工夫するなど国内での散布に適した経口ワクチンの内製化に向けた取組みを加速すること。
- (4) 野生いのししにおける浸潤状況や抗体獲得状況が地域によって異なることから、経口ワクチン散布の目的や方法などについて、科学的な知見に基づき、これまでの有効性の評価や地域の現状を分析した上で散布方針を示すこと。
- (5) 野生いのししにおける豚熱撲滅には、全国的な捕獲強化と豚熱検査の拡充が必要であることから、都府県ごとの捕獲状況や課題を検証し、十分な財政支援を行うとともに、関係省庁が連携し、対応すること。

また、農場に野生いのししを近づけないための防除対策など、総合的な野生いのしし対策への支援を行うこと。

4 防疫措置への対応

- (1) 豚熱・アフリカ豚熱が発生した場合に速やかに防疫措置を実施するため、民間倉庫等を活用した資材の保管や供給体制の整備等についても、消費・安全対策交付金の支援対象とすること。
- (2) 豚熱発生時の全頭殺処分は、生産者や都道府県の負担が大きいとの意見があることから、部分的殺処分による防疫措置実施の可能性について、豚熱のまん延リスクにかかる科学的検討のほか、防疫措置の実施方法や農場及び関係事業者並びに市場への影響など、様々な観点から調査・研究・検証を進めること。
- (3) 大規模農場での発生や複数事例の同時発生に係る防疫措置については、発生都道府県における負担が、さらに大きくなることから、防疫措置に関する交付金の交付率を嵩上げするなど、財政支援を拡充すること。

特に、防疫措置に従事した自治体職員の時間外手当や特殊勤務手当などの人件費は、家畜伝染病予防費負担金、消費・安全対策交付金及び特別交付税の対象外となっていることから、対象経費を拡充し、国による十分な財政支援を行うこと。

5 産地再生への支援の充実

- (1) 農場において豚熱又はアフリカ豚熱が発生した場合や、アフリカ豚熱による予防的殺処分を行った場合には、農家の休業が長期にわたり、再開後も経営が軌道に乗るまでには期間を要することから、無利子、保証料なしの融資制度の創設や家畜防疫互助基金の見直しなど、農場の移転が必要となった場合も含め、経営再建に向けた支援措置を充実すること。
- (2) 地域の養豚生産を支えると畜・流通・飼料など関連事業者に対し、取扱量の減少、出荷遅延による規格外の滞留豚処理に係るコスト増などに対する支援措置の充実、支援に係る稼働休止期間などの要件の緩和を行うこと。

6 水際対策、アフリカ豚熱への備え

- (1) アフリカ豚熱の国内侵入を防止するため、罰則の厳格な適用や違法に持ち込もうとする者の入国拒否を可能とする入国管理法改正等により、違法畜産物の持ち込みに抑止力を働かせるとともに、検疫探知犬の不足を解消し、加えて、人の往来が増え、検査対象数が増加となった際にも対応できるよう地方の空港や港湾においても、検疫探知犬の更なる増頭と常時配置を促進し、違法畜産物の持ち込みや国際郵便を利用した輸入を確実に摘発する体制を整備するなど、一層の水際対策の強化、徹底を行うこと。
- (2) アフリカ豚熱ウイルスの国内侵入を許し、野生いのししへの感染が判明した場合には、諸外国の封じ込め対策を参考にしながら、迅速な初動対応を可能とする対処方針を関係省庁連携のもと策定するとともに、国において、囲い込みや緊急の農場防疫等に必要な資材の備蓄を行うこと。
- (3) アフリカ豚熱の国内侵入に備え、野外活動時の食品残さの持帰りの徹底など野生いのししへの伝播防止措置について、関係省庁や関係団体と連携し国民へ周知すること。
- (4) アフリカ豚熱ワクチンの早期開発・実用化を進めること。

7 人材確保対策の強化

- (1) 全国的に不足している産業動物獣医師や都道府県獣医師の確保・育成を図るため、国において修学資金給付に係る十分な予算を確保するなど、支援策を充実すること。
- (2) 家畜防疫員の専門性や技術力の向上を図るため、家畜伝染病の最新の学理及び診断技術等を学ぶ研修の充実及び受入機会の拡充を行うこと。

8 地方財政措置の充実

豚熱・アフリカ豚熱対策として地方が支出する経費については、単独事業も含め、十分な特別交付税措置を講じること。

17 水素・アンモニアの普及・導入拡大について

水素は、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」において、発電・輸送・産業など幅広い分野で活用が期待される、カーボンニュートラルのキーテクノロジーであると位置付けられており、国においては、水素基本戦略を改定し、2040年の導入量を現状の約6倍である1200万トン程度に増やす野心的な目標を設定する方向で検討が進められている。

また、中部圏水素・アンモニア社会実装推進会議では、今年3月に中部圏水素・アンモニアサプライチェーンビジョンが取りまとめられている。

この水素エネルギーの普及・導入の拡大を推進するため、燃料電池自動車や水素バーナー等の水素アプリケーションの普及、インフラの整備、関連する人材の育成を着実に進める必要がある。特に、水素ステーションは、モビリティにおける水素利用の中核となることから、その整備を促進する必要がある。

そのためには、水素ステーションの技術開発の動向などを踏まえ、安全の確保を前提としたうえで、整備や運営等に係る規制の見直しによる事業者負担の軽減が必要である。

また、水素の製造から貯蔵・輸送、利用に至るサプライチェーンを見据え、それぞれの地域で生み出された、再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素や副生水素の利活用を推進することが必要である。

については、規制改革、技術開発、官民一体による水素ステーションの戦略的整備を三位一体で推進するとともに、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した水素サプライチェーンを構築するため、次の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

- 1 中部圏における水素ステーションの普及を促進するため、整備・運営等に対する支援を強化すること。**
- 2 水素ステーションの整備・運営等について、安全確保を前提としたうえで、事業者負担の軽減のため、規制の見直しを検討すること。**

3 地域で生み出された再生可能エネルギー由来のCO₂フリー水素や副生水素の利活用について、燃料電池自動車や水素バーナー等の水素アプリケーションの普及・導入や水素・アンモニアサプライチェーン構築に向けた調査など、先駆的な取組みを推進する自治体等を支援するための財源措置を講じること。